

# 資料編

	ページ
<b>1 対応事例</b>	<b>1</b>
<b>2 関係機関の連絡窓口</b>	<b>5</b>
(1) 指定行政機関等	
(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）	
(3) 県関係機関	
(4) 関係指定公共機関	
(5) 指定地方公共機関	
(6) 近隣市町村	
(7) 消防本部（局）	
(8) 市町村	
<b>3 安否情報省令</b>	<b>22</b>
「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」	
<b>4 災害拠点病院一覧表</b>	<b>29</b>
<b>5 第二種感染症指定医療機関一覧表</b>	<b>29</b>
<b>6 緊急交通路一覧表</b>	<b>30</b>
<b>7 主要路線表</b>	<b>30</b>
<b>8 危険物質等の種類及び県知事が命ずることのできる措置一覧</b>	<b>31</b>

【資料編】

〈1 対応事例〉

## 1 対応事例

ア 国民保護措置を分かりやすいものとするため、武力攻撃事態等への対応の流れを具体的な事例で示し、市及び関係機関がどのような措置を実施し、住民はどのように行動する必要があるのか、その概要を示す。

イ 事例は、①事態への迅速な対応が必要と考えられること、②国内外の情勢等からその対処の考え方を示すことが重要であることなどを考慮し、武力攻撃事態として想定した4類型の中から「弾道ミサイル攻撃」を、緊急対処事態として想定した事例の中から「列車・バス等の爆破」及び「列車内での化学剤の散布」を選定した。

ウ 両事例の主な相違点は初動及び措置内容にあり、「弾道ミサイル攻撃」は、国の警報発令に始まり対応は避難が中心であり、「列車・バス等の爆破」及び「鉄道車両内での化学剤の散布」では、被害発生情報の入手から始まり対応は救助等が中心となる。

エ なお、本編では、特に「県」と「知事」の使い分けはせず、「県」で統一した。国と市についても同様とした。

### ■対応事例一覧

事例番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型
事例1	弾道ミサイルによる攻撃	市の区域内	・国が弾道ミサイル発射の予兆を察知 ・〇〇日〇〇時〇〇分に市の区域内に弾道ミサイルが着弾した	武力攻撃事態
事例2	列車・バス等の爆破	JR、筑豊電鉄、バス	・〇〇日〇〇時〇〇分に列車・バスでの爆破が発生した	緊急対処事態
事例3	鉄道車両内での化学剤の散布	JR、筑豊電鉄	・〇〇日〇〇時〇〇分に鉄道車両内での化学剤の散布が発生した	緊急対処事態

●弾道ミサイルによる攻撃 《事例1》



★ 住民の皆さんに対応していただきたいこと ★

- 屋内にいる場合
  - ・ドアや窓を全部閉めましょう。
  - ・ガス、水道、換気扇を止めましょう。
  - ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。
- 屋外にいる場合
  - ・近隣の堅牢な建物や屋内に避難しましょう。
  - ・自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。

●列車・バス等の爆破 <事例2>

列車・バスが爆破され、多数の死傷者が出た事態について、現場から報告を受けた



★ 住民の皆さんに対応していただきたいこと ★

- 爆発が起こった場所からできる限り離れ、堅牢な施設へ避難しましょう。
- 周囲で物が落下する恐れがあるため、頭上に注意し頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- 瓦礫に閉じこめられた場合明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れ、密閉性の高い屋内の部屋または汚染物質等の飛散の恐れのない安全な地域に避難しましょう。
- テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。

●鉄道車両内での化学剤の散布 《事例3》

鉄道車両内で化学剤の散布が発生し、人が次々と倒れ、通勤客等が目の痛みや吐き気、呼吸困難を訴える。中には意識がない人も見受けられると現場からの報告を受けた



★ 住民の皆さんに対応していただきたいこと ★

- 事態が発生した(化学剤の散布)場所からできる限り離れ、屋外へ避難しましょう。
  - ・口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、事態が発生した施設の風上など、汚染のおそれのない屋外の安全な場所に避難しましょう。
  - ・汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要がありますが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分に触れるおそれがあります。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。
- テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。

## 2 関係機関の連絡窓口

### (1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1
	大臣官房総務課 危機管理調整室	
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1

名称	担当部署	所在地
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	京都千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木 1-9-9
防衛省	統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1

【資料編】

〈2 関係機関の連絡窓口〉

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1（熊本地方合同庁舎）
九州財務局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1（熊本地方合同庁舎）
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 （福岡合同庁舎）
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 （門司港湾合同庁舎内）
水戸原子力事務所	管理無線係	茨城県水戸市愛宕4-1
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8（住友生命博多ビル4階）
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 （福岡合同庁舎）
九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日2-10-1（熊本地方合同庁舎）
九州森林管理局	企画調整課	熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 （福岡合同庁舎本館）
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 （福岡合同庁舎本館）
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 （福岡第2合同庁舎）
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 （福岡合同庁舎新館）
大阪航空局	総務部安全企画保安対策課	大阪府中央区大手前4-1-76 （大阪合同庁舎第4号館）
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本市西区春日2-10-1（熊本地方合同庁舎）
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 （福岡第2合同庁舎）
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12

部隊等の窓口	区分	所在地
第 4 0 普通科連隊 第 2 中隊	陸上自衛隊	北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1
芦 屋 基 地 第 3 術科学校総務部	航空自衛隊	遠賀郡芦屋町大字芦屋 1 4 5 5 番地
第 4 師 団 司 令 部 第 3 部 防 衛 班	陸上自衛隊	春日市大和町 5 - 1 2
西 部 方 面 総 監 部 防 衛 部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町 1 - 1 - 1
佐 世 保 地 方 総 監 部 防 衛 部	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町 1 8 番地
西部航空方面隊司令部 防 衛 部	航空自衛隊	春日市原町 3 - 1 - 1

(3) 県関係機関

名称	担当部署	電話番号	所在地
福 岡 県	総務部防災危機 管理局防災企画 課	092-643-3123	福岡市博多区東公園 7 - 7
福 岡 県 警 察 本 部	警備課	092-641-4141	福岡市博多区東公園 7 - 7

【資料編】

〈2 関係機関の連絡窓口〉

(4) 関係指定公共機関

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術安全研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保安庁	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土交通省	国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済産業省	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研究センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行1 1601-13
総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1
農林水産省	国立研究開発法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水産省	国立研究開発法人水産研究・教育機構	総合企画調整部企画調整課	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワーB 15F
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル7階
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	総合企画調整部企画調整室課	茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科学省	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	安全管理部	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
財務省	日 本 銀 行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

【 資料編 】  
 〈 2 関係機関の連絡窓口 〉

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1
経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲6-2-15
総務省	日本郵便株式会社	経営企画部	東京都千代田区霞が関1-3-2
国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業部危機管理防災課	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前 3-25-21
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町1-5-1 ファーストスクエアイースト20階
総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジメント部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-8
経済産業省	九州電力株式会社	理地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
	電源開発株式会社	総務部総務・法務室 (危機管理・防災)	東京都中央区銀座6-15-1
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通省	オーシャントランス株式会社	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪急九フェリー株式会社	旅客営業部長	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通省	JR九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町6 8番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1番地

【資料編】

〈2 関係機関の連絡窓口〉

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋1-9-3
国土交通省	福山通運株式会社	業務部(東京)	東京都江東区越中島3-6-15
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	東京都中央区銀座2-16-10
国土交通省	ANAウィングス株式会社	ANA福岡支店総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	株式会社スターフライヤー	総務人事部	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港スターフライヤー本社ビル
国土交通省	日本航空株式会社	経営企画室本部経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	スカイマーク株式会社	経営企画室	東京都5 大田区羽田空港3-5-7
国土交通省	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-23
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24
国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル6F
国土交通省	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町59 神戸朝日ビルディング22F
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関3-2-1
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマーサービス部(危機管理室)	東京都千代田区大手町2-3-5 大手町ビル本館6F
総務省	KDDI株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜2-3-9 福岡第二NCビル
総務省	株式会社NTTドコモ九州	CS九州法人事業部法人営業部	福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

(5) 指定地方公共機関

法人名	所属名(課・係等)	所在地
大牟田瓦斯株式会社	供給グループ	大牟田市泉町 4-5
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町 89-2
筑紫ガス株式会社	営業統括本部総務部	筑紫野市紫 2-12-10
直方ガス株式会社	総括部長	直方市新町 3-3-10
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田 677-2
高松ガス株式会社	浅川本社	北九州市八幡西区浅川台 3-20-11
一般社団法人福岡県LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王 1-10-15
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田 1 1 4 5 - 2
筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町 1-6
甘木鉄道株式会社	総務営業部	朝倉市甘木 1320
北九州高速鉄道株式会社	総務課	北九州市小倉南区企救丘 2-13-1
西鉄バス二日市株式会社	運行部	大野城市大字牛頸 2 4 7 3 番 - 1 2
西鉄バス宗像株式会社	運行部	宗像市陵厳寺 4 - 7 - 1
西鉄バス久留米株式会社	運行部	久留米市御井町 2 2 9 1 - 1
西鉄バス大牟田株式会社	運行部	大牟田市白金町 6 3
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島 2-19-1
西鉄高速バス株式会社	営業本部業務部業務課	福岡市那の津 3 - 8 - 1 5

【資料編】  
 〈2 関係機関の連絡窓口〉

法人名	所属名(課・係等)	所在地
西鉄バス北九州株式会社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津 1-1-2
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南 4-7-2
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町 1-302-1
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木 1396 番地 2
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区那の津 3-8-15
柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町 1092-1
九州郵船株式会社	総務部海務課	福岡市博多区神屋町 1-27
壱岐・対馬フェリー株式会社	運行部	福岡市中央区那の津 3-46-7
久留米運送株式会社	総務課	久留米市東櫛原町 353
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北 3-4-1
株式会社ランテック	運輸安全管理部	福岡市博多区古門戸町 4-26
丸善海陸運輸株式会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田 829-1
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀 2-1
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東 1-18-8
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南 2-9-30
一般社団法人福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名 1-12-43
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉 2-20-15

法人名	所属名(課・係等)	所在地
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜 1-1-1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-2
株式会社福岡放送	報道制作局	福岡市中央区清川 2-2-8
株式会社 TVQ 九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉 2-3-1
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川 1-9-19
株式会社 CROSS FM	編成事業部	北九州市小倉北区京町 3-1-1 COLE T I'm 10階
ラブエフエム国際放送株式会社	放送局次長	福岡市中央区今泉 1-1-2-33 西鉄今泉ビル 5F
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町 13-50
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課	福岡市東区東浜 2-7-53
久留米ガス株式会社	総務グループ	久留米市東櫛原 1089

## (6) 近隣市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT 電話番号 (内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70	1-78-215-75	093-246-2017	093-246-4325	093-245-5598
北九州市	危機管理室 危機管理課	78-101-71	1-78-101-115 (消防局指令課)	093-582-2110	093-582-3811	093-582-2112
直方市	総務・コミュニティ推進課	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
水巻町	総務課	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	同左	093-201-4423
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234	同左	093-293-0806
鞍手町	総務課	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111	同左	0949-42-5693

【 資 料 編 】

〈 2 関係機関の連絡窓口〉

芦屋町	総務課	78-381-70	1-78-381-75	093-223-3572	同左	093-223-3927
岡垣町	地域づくり課	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211 (285)	同左	093-282-1310

(7) 消防本部 (局)

消防本部 (局) 名	担当部署名	所在地	電話番号	F A X 番号
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
北九州市消防局	警防課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3819	093-592-6898
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639	093-293-8124	093-291-4008
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田浮州16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
福岡市消防局	警防部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-322-8027	092-324-4514
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	総務課庶務係警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	警備課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	警防課	田川市川宮1570	0947-44-06506225	0947-46-1404
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630
甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334
粕屋南部消防組合消防本部	警防課	志免町大字田富170	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2481	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0132	092-944-0462

【資料編】  
 〈2 関係機関の連絡窓口〉

(8) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT 電話番号	NTT FAX
北九州市	危機管理室危 機管理課	78-101-70	1-78-101-75	093-582-2110	093-582-3811	093-582-2112
福岡市	防災・危機管理 課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056 (1722)	092-725-6595 (災害救助指 令センター)	092-733-5861
大牟田市	安全安心課 防災対策室	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-2222 (3841)	0944-41-2222 (夜間)	0944-41-2893
久留米市	防災対策課	78-203-70	1-78-203-75	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712
直方市	総務・コミュニ ティ推進課	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500 (1231)	0948-22-2868	0948-21-2066
田川市	安全安心まち づくり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-85-7114 (321)	同左	0947-46-0124
柳川市	総務課	78-207-70	1-78-207-75	0944-77- 8152	0944-73-8111	0944-74-1374
八女市	生活防災安全 課	78-210-70	1-78-210-75	0943-24-8146	同左	0943-23-2583
筑後市	防災安全課	78-664-74	1-78-664-75	0942-65-7065	同左	0942-53-4216
大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (282)	同左	0944-88-1776
行橋市	防災危機管理 室	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1451)	同左	0930-25-0299
豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111(1334)	0979-83-3100	0979-83-2560
小郡市	協働推進課	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111 (253)	同左	0942-73-4466
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111 (229)	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111(3112 3911)	092-592-5119	092-584-1143
大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	092-572-8432
宗像市	地域安全課	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242

【 資料編 】  
 〈 2 関係機関の連絡窓口 〉

太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121(519)	同左	092-921-1601
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111	092-942-1112	092-942-3758
福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
うきは市	総務市民協働 推進課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-4982	同左	0943-75-5509
宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511 (229)	0949-32-0510	0949-32-9430
嘉麻市	総務防災対策 課	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5690	同左	0948-62-5610
朝倉市	防災交通課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111 (61-119)	0946-23-0364	0946-22-0418
みやま市	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111 (335)	0944-64-1503
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	同左	092-324-0239
那珂川町	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211(241)	同左	092-954-0292
宇美町	総務課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111(113)	同左	092-933-7512
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113(313)	092-947-8409	092-947-7977
志免町	生活安全課	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001(1248)	同左	092-935-2694
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1151	同左	092-933-6578
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1734	同左	092-962-2078
久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111(213 232)	同左	092-976-2463
粕屋町	協働のまちづ くり課	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311(225 263)	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課	78-381-70	1-78-381-75	093-223-3572 3572	093-223-5292 同左	093-223-3927
水巻町	総務課	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	同左	093-201-4423
岡垣町	総務地域づく り課	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211(233285)	同左	093-282-40001310
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234(262)	同左	093-293-0806
小竹町	総務課	78-401-70	1-78-401-75	09496-2-1212 (110)	同左	09496-2-1140

【 資 料 編 】  
 〈 2 関係機関の連絡窓口〉

鞍手町	総務課	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111(322)	同左	0949-42-5693
桂川町	総務課	78-421-70	1-78-421-75	0948-65-1100(214)	同左	0948-65-3424
筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609	同左	0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-446-75	0946-72-2311	同左	0946-72-2038
大刀洗町	総務課	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0173	同左	0942-77-3063
大木町	総務課	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1013	0944-32-1444	0944-32-1054
広川町	総務協働推進課	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1196(271)	0943-32-1440	0943-32-4287
香春町	総務課	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511 (212)	同左	0947-32-4815
添田町	総務防災管理課	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-4002	同左	0947-82-2869
糸田町	総務課	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231(212)	同左	0947-26-1651
川崎町	防災管財課	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000(232)	0947-72-3415	0947-72-6453
大任町	総務企画・財政課	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007
福智町	総務課	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	同左	0947-22-0782
苅田町	総務くらし安全課	78-621-70	1-78-621-75	093-588-1037	093-434-1117	093-436-3014
みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	同左	0930-32-4563
吉富町	総務課	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122(178)	同左	0979-24-3219
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111(133)	同左	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300	同左	0930-56-1405

### 3 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

【 資料編 】  
〈3 安否情報省令〉

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （福岡県知事） （中間市長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【 資料編 】

〈 4 災害拠点病院一覧表 5 第二種感染症指定医療機関一覧表〉

## 4 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

(平成26年5月14日現在)

区 分	二 次 医療圏名	医療機関名	病床 数	所 在 地	電話 番号	ヘリポートの状況		
						敷地 内外	区分	病院から の距離
地域災害 医療センター	北九州 宗像	産業医科大学 病院	678	北九州市八幡西 区医生ヶ丘1-1	093-603 -1611	敷地内	緊急時	
地域災害 医療センター	北九州	北九州市立 八幡病院	439	北九州市八幡東 区西本町4-18-1	093-662 -6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害 医療センター	北九州	北九州市立 医療センター	636	北九州市小倉北 区馬借2-1-1	093-541 -1831	敷地外	緊急時	1.5km
地域災害 医療センター	北九州	健和会大手 町病院	527	北九州市小倉北 区大手町15-1	093-592 -5511	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害 医療センター	北九州 京築	北九州総合 病院	360	北九州市小倉南 区湯川5-10-10	093-921 -0560	敷地外	公共用	4.5km
基幹災害 医療センター		国立病院機構 九州医療センター	700	福岡市中央区地 行浜1-8-1	092-852 -0700	屋 上	緊急時	

## 5 第二種感染症指定医療機関一覧表

(平成26年5月14日現在)

医 療 機 関 名	住 所	電 話
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831

## 6 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
北九州地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		国道10号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道10号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道199号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
	航空輸送	国道10号	70.4	北九州空港、航自築城基地等からの緊急輸送	
		県道北九州芦屋線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号

※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

## 7 主要路線表

(平成25年4月1日現在)

道路種別	路線名	起 点 終 点 <注>	延長 Km	備考
一般国道	3号	北九州市門司区～八女郡立花町(県界)	140.4	
	199号	北九州市門司区～北九州市八幡西区	46.4	
	200号	北九州市八幡西区～筑紫野市	89.0	
	211号	朝倉郡東峰村(県界)～北九州市八幡西区	48.1	
高速自動車国道	九州縦貫自動車道	門司区黒川～大牟田市(県界)	126.3	
一般国道	(3号北九州道路)	門司区黒川～八幡西区市の瀬	25.0	
	(200号北九州直方道路)	八幡西区熊手～八幡西区馬場山	6.8	
主要地方道	直方芦屋線	直方市～遠賀郡芦屋町	19.3	
	中間引野線	中間市～北九州市八幡西区	4.8	
	小倉中間線	北九州市小倉南区～中間市	21.3	
	直方水巻線	直方市～遠賀郡水巻町	18.4	
	中間宮田線	中間市～宮若市	14.1	

<注：起終点の地名については認定時の地名による>

## 8 危険物質等の種類及び県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

【資料編】  
 〈8 危険物質種類・措置〉

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				